

# 第 11 次 住田町交通安全計画

(令和3年度～令和7年度)

令和4年3月

住田町交通安全対策会議

## 「第11次住田町交通安全計画」の作成に当たって

本町では、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、昭和46年度以降、10次にわたり住田町交通安全計画を策定し、関係機関・団体等が一体となって交通安全対策を推進してきました。

第10次交通安全計画策定以降、令和2年までの5年間で交通死亡事故ゼロ日数3年を達成するなど一定の成果が見られた一方で、残念ながら1名の尊い命が失われております。

また、今後を展望しますと、交通事故死者をなくすのみならず、交通事故そのものの減少が求められる中で、高齢者人口や高齢運転者の増加から、高齢者が関与する事故の増加が懸念されております。

交通事故の防止は、国、県、町及び関係機関・団体のみならず、町民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない重要な課題であり、交通事故のない社会を目指して、諸対策を強力に推進していかねばなりません。

今回、作成した第11次住田町交通安全計画は、「交通安全に関する総合的かつ長期的な施策の計画的推進に必要な事項」を定めたものであり、令和7年までの今後5年間の交通安全対策の指針となるものです。

この交通安全計画に基づき、町及び関係機関・団体等においては、交通の状況や地域の実態に即して交通安全に関する施策を具体的に定めるとともに、施策の推進及び実施に当たっては町民の十分な理解と協力を得て、その効果を一層高めるよう推進します。

# 目 次

計画の基本理念	1
1 交通社会を構成する要素	2
2 効果的・効率的な地策の推進	2
道路交通の安全	4
第1章 道路交通の安全についての目標	5
第1節 道路交通事故の現状と今後の見通し	5
1 住田町内における道路交通事故発生状況等	5
2 交通事故の致死率	6
3 高齢者の交通事故	6
4 道路交通事故の見通し	7
第2節 第11次交通安全計画における道路交通の目標	7
第2章 道路交通の安全についての対策	8
第1節 今後の道路交通安全を考える視点	8
1 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象	8
(1) 高齢者及び子どもの安全確保	8
(2) 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上	9
(3) 生活道路における安全確保	10
2 交通事故が起きにくい環境をつくるために留意すべき事項	10
(1) 交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進	10
(2) 地域が一体となった交通安全対策の推進	10
第2節 講じようとする施策〈7つの柱〉	11
1 道路交通環境の整備	11
(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	11
(2) 幹線道路における交通安全対策の推進	12
(3) 交通安全施設等の整備事業の推進	12
(4) 歩行者空間のバリアフリー化	13
(5) 自転車利用環境の整備	13
(6) 災害に備えた道路交通環境の整備	13
(7) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	13

2	交通安全思想の普及徹底	14
(1)	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	14
(2)	効果的な交通安全教育の推進	16
(3)	交通安全に関する普及啓発活動の推進	16
(4)	交通指導員の育成・強化	19
(5)	町民の交通安全活動への参加・協働の推進	19
3	安全運転の確保	19
(1)	運転者教育等の充実	19
(2)	交通労働災害の防止	20
4	車両の安全性の確保	20
(1)	自動運転車の安全対策・活用の推進	20
(2)	自動運転者に対する過信・誤解の防止に向けた取り組みの推進	20
(3)	自転車の安全性の確保	20
5	道路交通秩序の維持	21
(1)	交通の指導取締りの強化	21
(2)	暴走族等に対する指導取締りの推進	21
6	救助・救急活動の充実	21
7	被害者支援の充実と推進	21